

事務連絡
平成27年11月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡
平成27年11月30日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「医療機器の保険適用について」の一部訂正について

平成27年10月30日付保医発1030第1号「医療機器の保険適用について」につきまして、別紙のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

1. 訂正

(別紙)

平成27年10月30日付 保医発1030第1号 P.1

保険適用開始年月日:平成27年11月1日

(誤)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	特定診療報酬算定医療機器の区分
22300BZX00363000	EV1000 クリティカルケアモニター	E1000M	0690103190106	エドワーズライフサイエンス株式会社	超音波検査(I)

(正)

承認番号又は認証番号	販売名	製品名	製品コード	保険適用希望者	決定機能区分
22300BZX00363000	EV1000 クリティカルケアモニター	E1000M	0690103190106	エドワーズライフサイエンス株式会社	超音波検査(I)